

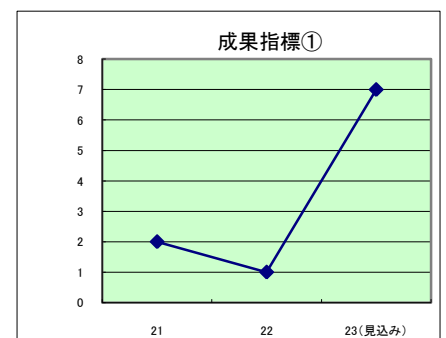
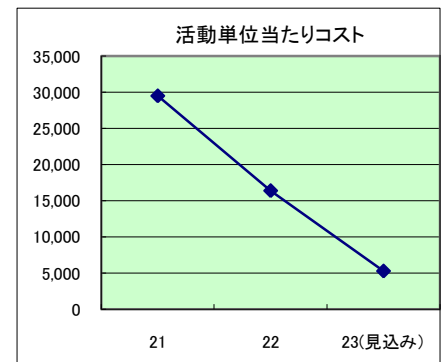
平成 23 年度 事務事業評価シート(平成 22 年度実施事業)

整理番号

保高05

事務事業名		自立支援短期宿泊事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち	款	3	民生費	
	施策(節)	3	高齢者福祉	項	1	社会福祉費	
	施策の方向	(1)	地域包括ケアシステムの構築	目	3	老人福祉費	
	関連する計画等	羽曳野市高齢者いきいき計画		事業	1	老人福祉援護	
作成部署				高年介護課地域包括支援室			
連絡先				072 - 958 - 1111 内線 1391			
事業の目的	対象(誰を・何を)						
	65歳以上で要介護認定で非該当(自立)と判定された市内在住の高齢者等						
	意図(どういう状態にしたいのか)						
事業の内容	一時的な入所により在宅生活への自立支援を図る。						
	要介護認定の結果が非該当とされた高齢者等で、体調不良などで自宅での生活に不安がある方に対して、養護老人ホーム等に短期に宿泊させて体調の回復を図ること等により、当該高齢者及び家族介護者の福祉の向上を目的とする。また、虐待を受けている高齢者に対して安全を確保する一時的シェルターとして活用している。						
根拠法令等		羽曳野市地域支援事業等事業実施規則、羽曳野市自立支援短期宿泊事業実施要綱					
事業開始時期		☐ 昭和 12 年開始 ☒ 明確にはわからない 終了年度 平成 年度 ☒ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている					
事業開始時からの状況変化		高齢者虐待防止法の施行に伴い、自立高齢者の緊急シェルターとしての役割も担うようになった。					
市民や議会の要望							
実施手法		☐ 直営 ☐ 一部委託 ☒ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先		☐ 市外郭団体委託 名称() ☒ 民間委託 ☐ その他		委託内容 食事や宿泊、健康管理の支援等			

区 分		21年度	22年度	23年度	
		(実績)	(実績)	(見込み)	
事業費【1】 (千円)		106	99	673	
人件費【2】 (千円)		750	360	360	
職員数	正規職員	0.10 人	0.05 人	0.05 人	
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間	
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		856	459	1,033	
財源内訳	国費 (千円)				
	府費 (千円)				
	市債 (千円)				
	その他 (手数料・使用料等) (千円)				
	一般財源 (千円)	856	459	1,033	
活動指標(事業の活動実績)【B】		単位	21年度	22年度	23年度(見込み)
① 利用日数		日	29	28	196
②					
③					
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】 ①)		29,517 円	16,393 円	5,270 円	
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)		7 円	4 円	9 円	



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	支援人数 (式)	人	利用者の目標等の達成 (自立へ繋げる)	目標	2	1	達成率(%)	7
					実績	2	1	100.0%	
	②	(式)			目標			達成率(%)	
					実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	高齢者の住環境や経済状況等の背景、または身体的、精神的問題等に対して、適応できるように確立していく。

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☐	☒	☐	現状として利用数は少ないが、在宅に一時的な問題が生じた自立高齢者に対して一定の居住場所として提供する事業は必要である。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☒	☐	☐	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	被虐待者等が保護を求める場合は緊急性を重んじ、慎重かつ迅速に行っている。
		受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	利用実績は多くないが、緊急時の対応が可能な制度であり、有効である。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☐	☒	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	地域からの連絡を元に発見される高齢者もあり、ふれあいネット雅び等のネットワークの活用が期待される。
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☒	☐	☐	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	現在の利用状況はそれほど多くないことから、必要時には利用できる状況になっている。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当部局評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	自立支援としての対策として利用数は少数ではあるが、今後、考えられるべき事業のあり方として方向性が具体的に位置づけられている。 今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など)	
	高齢者虐待防止法に規定する虐待防止対策等として、シェルター等の役割を果たすために、事業の効率的な活用を進める。	
行革本部評価	総合評価	
	☒ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	